



平成30年1月9日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 静 岡 銀 行
代 表 者 名 取 締 役 頭 取 柴 田 久
(コード番号 8355 東証第一部)
問 合 せ 先 経 営 企 画 部 長 梅 原 弘 充
(TEL 054-261-3131)

2023年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行条件等 の決定に関するお知らせ

当行は、平成30年1月9日付の取締役会決議に基づく2023年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）の発行に関し、発行条件等を決定しましたので、既に決定済みの事項とともに、下記のとおりお知らせします。

記

新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本社債の額面金額と同額とする。
(2) 転換価額 (ご参考)	14.05米ドル
発行条件決定日（2018年1月9日）における株価等の状況	
イ. 東京証券取引所における株価（終値）	1,237円（10.98米ドル）
ロ. アップ率 [{(転換価額)/(米ドル建株価(終値)) - 1} × 100]	27.99%

(注) 日本円から米ドルへの換算は、平成30年1月9日午後3時（東京時間）現在のロイター・スクリーン・ページ「JPNU」に表示された米ドル円直物外国為替レートの仲値（1米ドル=112.69円）を用いております。

本報道発表文は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(ご 参 考) 2023年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の概要

- (1) 社 債 の 総 額 3億米ドル及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額
- (2) 発 行 決 議 日 2018年1月9日
- (3) 新株予約権の割当日及び社債の払込期日 2018年1月25日(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。)
- (4) 新株予約権を行使することができる期間 2018年2月8日から2023年1月11日まで(行使請求受付場所現地時間)とする。但し、①クリーンアップ条項又は税制変更による繰上償還の規定に基づく本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、税制変更による本社債の繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権及び本新株予約権の行使請求に伴う本新株予約権付社債の取得に係る行使取得日が償還日の東京における2営業日前の日(同日を含む。)から償還日(同日を含まない。)までの間の日となる本社債に係る本新株予約権を除く。)、②本新株予約権の行使請求に伴う本新株予約権付社債の取得又は当行の判断による残存する本新株予約権付社債の取得がなされる場合は、本社債が消却される時まで、③組織再編等、上場廃止等又はスクイーズアウトによる本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日より後の日となる本社債に係る本新株予約権を除く。)、④本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また⑤本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2023年1月11日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使請求に係る預託日が、本社債の利息の支払に係る基準日から利払日までの期間に当たる場合には、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使請求に伴う本新株予約権付社債の取得の場合には、預託日(同日を含まない。)から本新株予約権の行使請求に伴う本新株予約権付社債の取得に係る行使取得日(同日を含む。)までの間は当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権を行使することはできない。さらに、当行の判断による残存する本新株予約権付社債の取得の場合に

本報道発表文は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

は、2022年10月25日(同日を含まない。)から取得期日(同日を含む。)までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当行の組織再編等を行うために必要であると当行が合理的に判断した場合には、①預託日が2022年10月25日(同日を含む。)までの日であるときは、組織再編等の効力発生日の直前の東京における営業日の前日から起算して35暦日前の日以降の日に開始し、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する当行が指定する期間中、又は②預託日が2022年10月26日(同日を含む。)以降の日であるときは、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当行が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

さらに、預託日が2022年10月25日(同日を含む。)までの日である場合には、①クリーンアップ条項若しくは税制変更による繰上償還の規定に従って償還通知がなされたときは、償還日の東京における3営業日前の日から起算して35暦日前の日(同日を含む。)から償還日(同日を含む。)までの間(但し、税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)又は②組織再編等、上場廃止等若しくはスクイズアウトによる繰上償還の規定に従って償還通知がなされたときは、当該償還通知がなされた日のルクセンブルク及び東京における3営業日後の日(同日を含まない。)から償還日(同日を含む。)までの間は、本新株予約権を行使することはできない。

また、預託日が2022年10月26日(同日を含む。)以降の日である場合には、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)が、当行の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下、当行の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日)(同日を含む。)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に

本報道発表文は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

- 基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当行は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。
- (5) 償 還 期 限 2023年1月25日(同日が利払日でない場合には、同日に最も近接する利払日)
- (6) 潜在株式による希薄化情報 本新株予約権付社債の発行により、2017年11月30日現在の発行済株式総数(自己株式を除く。)に対する潜在株式数の比率は3.60%になる見込みである。
- (注) 潜在株式数の比率は、今回発行する本新株予約権付社債に係る新株予約権が全て当初転換価額で行使された場合に、新たに発行される株式数を直近の発行済株式総数(自己株式を除く。)で除した数値である。

※詳細は、平成30年1月9日付の当行プレスリリース「2023年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参照下さい。

以 上

本報道発表文は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。